

母子保健等医師業務嘱託職員業務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健等医師業務に従事する嘱託職員の任用、勤務時間等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 嘱託職員は、嘱託職員の取扱い（昭和53年4月1日制定）第2の2に規定する第1種嘱託職員とする。

(職務)

第3条 嘱託職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児の健康診査に関すること。
- (2) 母子支援地域連絡会に関すること。
- (3) その他母子保健に係る医師業務に関すること。

(任用期間)

第4条 嘱託職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。ただし、特に成績が良好な者については、再任用できるものとする。

(服務)

第5条 嘱託職員は、第3条に規定する職務を積極的に遂行し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 勤務時間中は、職務に専念すること。
- (2) 上司の職務上の命令に従うこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 職務に関わる法令等に従うこと。

(勤務時間等)

第6条 嘱託職員の勤務時間等については、次の表に定めるとおりとする。ただし、所属長が業務上必要があると認めた場合は、勤務時間を変更することができる。

(1)

勤務形態		始業時間	終業時間
第4週目を 除く各週	火曜日	午前8時45分	正午
	水曜日	午前10時45分	午後5時30分
	木曜日	午前8時45分	午後5時30分
第4週目に 限る	月曜日	午後1時00分	午後5時30分
	火曜日	午前8時45分	正午
	水曜日	午後1時00分	午後6時45分
	木曜日	午前8時45分	午後5時30分

(2) 休憩時間については、正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、これを変更し、勤務時間の中の別の時間帯において1時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 金曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日および年末年始の休日については勤務を要しない日とする。ただし、所属長が業務上必要があると認めた場合は、勤務を要しない日を変更することができる。

(届出)

第7条 嘱託職員は、病気その他の理由により業務に従事することができなくなったときは、直ちに所属長に届け出なければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 嘱託職員は、職務の遂行に当たり、故意または過失によって市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(災害補償)

第9条 嘱託職員の公務災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。ただし、任用期間満了まで、または90日間は、報酬の支給をもって休業補償に代えるものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めのないものについては、嘱託職員の取扱いによるほか、必要に応じ別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。